

報道関係者各位

平成 24 年 9 月 27 日  
沢井製薬株式会社

ピオグリタゾン錠の特許侵害訴訟に関して勝訴のお知らせ

沢井製薬株式会社（本社：大阪市、代表取締役社長：澤井光郎）は、当社が製造販売する「ピオグリタゾン錠 15mg/30mg「サワイ」」（先発品名：アクトス錠）に対し、当社製品と他糖尿病薬との併用療法の、武田薬品工業株式会社の保有する 2 件の「組合せ特許」に抵触するとして、同社（原告）より大阪地方裁判所に提訴されていた特許侵害訴訟に関し、大阪地方裁判所は本日 9 月 27 日付で原告の訴えを棄却する旨の判決を下しました。

本件は、当社らが、平成 23 年 6 月にピオグリタゾン錠（ジェネリック医薬品）を薬価収載し、製造販売を予定していることに対し、武田薬品が当社ら 8 社（被告）に対し、ピオグリタゾン錠の製造販売の差止を求める訴訟を同年 6 月 13 日付で大阪地方裁判所に提起し、以降、同地裁で係争が続いていたものです。

今回の判決では、「被告が単剤である被告製品を販売することは、たとえ医療機関において他糖尿病薬と同時に処方されたとしても、本件『組合せ特許』に対し直接的及び間接的にも侵害を構成するものではなく、さらに当該特許は新規性及び進歩性がなく無効とすべきものである」と判断されました。今回の判決で、「組合せ特許」の効力の及ぶ範囲が明確に判断されました。

なお、本件「組合せ特許」に関しては、別途、無効審判の審決に対する審決取消訴訟の知的財産高等裁判所の判決に対し、武田薬品が平成 24 年 4 月 23 日付で上告し、現在最高裁判所に係属しています。

被告側の勝訴判決により、当社によるピオグリタゾン錠の製造販売の継続及び安定供給に何ら問題はありません。

お問い合わせ先

沢井製薬株式会社 戦略企画部 広報グループ

TEL：06-6105-5718 / E-mail：[koho@sawai.co.jp](mailto:koho@sawai.co.jp)